第33回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

・連結計算書類の連結注記表

・計算書類の個別注記表

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、当社ウェブサイト（アドレス http://www.wacom.com/）に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

株式会社ワコム

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

①	連結子会社の数	10社
②	連結子会社の名称	ワコムヨーロッパ ワコムテクノロジー ワコムチャイナ ワコムコリア ワコムオーストラリア ワコムホンコン ワコムシンガポール ワコムタイワンインフォメーション ワコムテクノロジーサービス ワコムインディア

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ワコムチャイナの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．デリバティブ　時価法を採用しております。

ハ．たな卸資産　当社は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は主として総平均法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	３～65年
機械装置及び運搬具	３～７年
工具、器具及び備品	２～20年

ロ．無形固定資産　定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。また、市場販売目的ソフトウェアについては、見込販売数量に基づき償却（３年均等配分額を下限とする。）しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発生すると見積られる期間で均等償却しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ．消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウエア」（前連結会計年度1,823,371千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　5,658,284千円

(2) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	2,000,000千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	169,046,400株	－株	－株	169,046,400株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,438,000株	2,300,000株	170,000株	4,568,000株

(注) １．自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得2,300,000株による増加分であります。
２．自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使による自己株式の処分170,000株による減少分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年４月30日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

・配当金の総額　2,998,951千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　18円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月８日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年５月11日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

・配当金の総額　2,960,611千円
・配当の原資　利益剰余金

・１株当たり配当金額　　18円
・基準日　　平成28年３月31日
・効力発生日　　平成28年６月１日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成23年６月23日定時株主総会決議分	平成24年６月22日定時株主総会決議分	平成25年６月27日定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	93,200株	824,000株	164,000株
新株予約権の残高	233個	2,060個	1,640個

６．金融商品関係に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金調達は、低コストでの安定調達の観点から、主として内部資金により賄う方針です。ただし、運転資金等の短期資金需要の一部について、短期借入金等により賄う場合があります。また、長期資金需要についても、必要に応じ金融機関からの長期借入や社債の発行、株式発行等の適切な手段を選択して柔軟に対応する方針です。

資金運用については、流動性が高く、かつ高格付を有する、安全性の高い金融商品に限定して行います。

なお、デリバティブ取引は、将来の為替変動等によるリスク回避を目的としてのみ利用しており、投機的な取引は一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに対しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、与信限度管理規程等に従い取引先の信用状況を定期的に把握する体制を取っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。なお、営業債務や短期借入金の流動性リスクに対しては、月次の資金繰り計画を作成するなどの管理方法により対応しております。

また、デリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めたデリバティブ取引規程等に従い、財務部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、デリバティブ取引に関する債務不履行リスク軽減のため、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	14,365,031	14,365,031	－
(2) 受取手形及び売掛金	10,161,958	10,161,958	－
資産計	24,526,989	24,526,989	－
(1) 買掛金	6,102,787	6,102,787	－
(2) 短期借入金	4,000,000	4,000,000	－
(3) 未払費用	2,884,408	2,884,408	－
(4) 未払法人税等	271,839	271,839	－
(5) 長期借入金	2,000,000	2,000,000	－
負債計	15,259,034	15,259,034	－
デリバティブ取引（※）	△17,855	△17,855	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは、ほぼ短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは、ほぼ短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これは、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、当連結会計年度においては、借入日が期末日に近似しているため、期末日に同様の新規借入を行った場合の想定金利と契約時の金利に差は生じないと考えられることから、時価は帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価については、期末の先物相場を使用しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非 上 場 株 式	241,167

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	4,000,000	－	－	－	－	－
長期借入金	－	－	－	－	2,000,000	－
合計	4,000,000	－	－	－	2,000,000	－

７．資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に東京支社等の事務所賃貸借契約に伴う原状回復費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.725～1.391％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	152,845千円
時の経過による調整額	1,295千円
その他増減額（△は減少）	△144千円
期末残高	153,996千円

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　188円22銭

(2) １株当たり当期純利益　14円00銭

９．重要な後発事象に関する注記

（多額な資金の借入）

当社は、平成28年４月15日に下記の借入契約を締結いたしました。

(1) 用途
　　運転資金
(2) 借入先の名称
　　三井住友信託銀行株式会社
(3) 借入金額
　　50億円
(4) 借入条件
　　固定金利
(5) 借入期間
　　５年（平成28年７月29日～平成33年７月30日）
(6) 担保提供資産又は保証の内容
　　無担保無保証

（自己株式の取得及び消却）

当社は、平成28年５月11日開催の取締役会において、会社法第459条第１項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

自己株式の取得及び消却を行うことにより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と株主還元及び資本効率の向上を図ることを目的としております。

(2) 取得の内容

①	取得する株式の種類	当社普通株式
②	取得する株式の総数	5,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合：３.04%）
③	株式の取得価額の総額	20億円（上限）
④	取得する期間	平成28年５月12日～平成28年９月30日
⑤	取得方法	東京証券取引所における市場買付け

(3) 消却の内容

①	消却する株式の種類	当社普通株式
②	消却する株式の総数	2,500,000株
③	消却予定日	平成28年５月25日

（新株予約権の発行）

当社は、平成28年５月11日開催の取締役会において、平成27年６月26日開催の定時株主総会で承認された、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行について、下記のとおり決議いたしました。

(1) 新株予約権の名称

株式会社ワコム第11回新株予約権

(2) 新株予約権割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員	１名	520個
当社関係会社の取締役	３名	4,680個
当社関係会社の従業員	４名	2,000個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

(4) 新株予約権の総数

総数は7,200個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少した場合は、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(5) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、その前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値）に1.025を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年５月27日から平成33年５月26日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。

③ 新株予約権の相続は、これを認めない。

④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権を割り当てる日

平成28年５月26日

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

② 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

③ デリバティブ　　時価法を採用しております。

④ たな卸資産　　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～65年
構築物	10～21年
機械及び装置	７年
工具、器具及び備品	２～15年

② 無形固定資産　　定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。また、市場販売目的ソフトウェアについては、見込販売数量に基づき償却（３年均等配分額を下限とする。）しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費　　支出時に全額費用として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理方法　　未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

③ 消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました特別利益の「有形固定資産売却益」（当事業年度５千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、特別利益の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました特別損失の「有形固定資産売却損」（当事業年度145千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　4,611,547千円

(2) 偶発債務

関係会社の家賃等の支払に対し債務保証を行っております。

ワコムヨーロッパ	25,741千円

(3) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	2,000,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	4,739,331千円
② 短期金銭債務	1,041,200千円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	31,451,669千円
仕入高等	7,817,001千円
② 営業取引以外の取引高	24,031千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,438,000株	2,300,000株	170,000株	4,568,000株

（注）１．自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得2,300,000株による増加分であります。

２．自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使による自己株式の処分170,000株による減少分であります。

7．退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要　　当社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	退職給付債務の期首残高	812,270千円
	勤務費用	106,233千円
	利息費用	4,841千円
	数理計算上の差異の発生額	3,239千円
	退職給付の支払額	△59,078千円
	退職給付債務の期末残高	867,505千円
② 退職給付費用及びその内訳項目の金額	勤務費用	106,233千円
	利息費用	4,841千円
	数理計算上の差異の費用処理額	16,334千円
	臨時に支払った割増退職金	15,237千円
	確定給付制度に係る退職給付費用	142,645千円

(3) 数理計算上の計算基礎に関する事項	割引率	0.25%

８．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウェア	258,323千円
退職給付引当金	253,540千円
賞与引当金	163,771千円
未払費用	132,485千円
たな卸資産	58,498千円
リベート引当金	45,834千円
未払事業税	22,500千円
貸倒引当金	22,158千円
その他	40,247千円
繰延税金資産合計	997,356千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△17,844千円
繰延税金負債合計	△17,844千円
繰延税金資産の純額	979,512千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	33.1%
（調整）	
試験研究費の特別控除	△7.6%
株式報酬費用	△0.7%
交際費	0.6%
住民税均等割	0.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.8%
評価性引当額	5.5%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.4%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は49,031千円減少し、法人税等調整額が50,476千円、その他有価証券評価差額金が1,445千円それぞれ増加しております。

９．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社等

種　類	会社等の名称	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	ワコムヨーロッパ	557,648	当社電子機器製品の販売	100	役員の兼任２名	製品売上	11,817,275	売掛金	1,371,884
子会社	ワコムテクノロジー	1,030,880	当社電子機器製品の販売	100	役員の兼任２名	製品売上	12,848,035	売掛金	2,552,490

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件を参考に、両者協議の上決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　127円67銭

(2) １株当たり当期純利益　5円25銭

11. 重要な後発事象に関する注記

（多額な資金の借入）

当社は、平成28年４月15日に下記の借入契約を締結いたしました。

(1) 用途

運転資金

(2) 借入先の名称

三井住友信託銀行株式会社

(3) 借入金額

50億円

(4) 借入条件

固定金利

(5) 借入期間

５年（平成28年７月29日～平成33年７月30日）

(6) 担保提供資産又は保証の内容

無担保無保証

（自己株式の取得及び消却）

当社は、平成28年５月11日開催の取締役会において、会社法第459条第１項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

自己株式の取得及び消却を行うことにより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と株主還元及び資本効率の向上を図ることを目的としております。

(2) 取得の内容

①	取得する株式の種類	当社普通株式
②	取得する株式の総数	5,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合： 3.04%）
③	株式の取得価額の総額	20億円（上限）
④	取得する期間	平成28年５月12日～平成28年９月30日
⑤	取得方法	東京証券取引所における市場買付け

(3) 消却の内容

①	消却する株式の種類	当社普通株式
②	消却する株式の総数	2,500,000株
③	消却予定日	平成28年５月25日

（新株予約権の発行）

当社は、平成28年５月11日開催の取締役会において、平成27年６月26日開催の定時株主総会で承認された、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行について、下記のとおり決議いたしました。

(1) 新株予約権の名称

株式会社ワコム第11回新株予約権

(2) 新株予約権割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員	１名	520個
当社関係会社の取締役	３名	4,680個
当社関係会社の従業員	４名	2,000個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

(4) 新株予約権の総数

総数は7,200個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少した場合は、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(5) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、その前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値）に1.025を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年５月27日から平成33年５月26日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。

③ 新株予約権の相続は、これを認めない。

④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権を割り当てる日

平成28年５月26日